

にいがた安心こむすび住宅推進事業  
**最大425万円補助**  
**事業者募集中**



Before



After

新潟県では、子育てしやすい住宅の普及促進に向け、こどもの事故防止や家族のふれあい等に配慮した**空き家のリノベーション**を行い、**子育て世帯等に販売**する買取再販事業者に対して補助を行っています。

リノベーション補助  
**最大300万円**  
 ⇒ **③375万円**  
 (補助率1/2)

雪国型ZEH加算  
 **50万円**  
雪国型ZEH



**購入者の声**

- 新築より安くて購入しやすい
- 中古だけど品質が確かで安心
- 子育てに便利な間取りや工夫



**子育て支援**

- 若者に優しい価格帯の住宅供給
- 子育てしやすい住環境の提供
- 中古住宅に対する意識改革



**事業者の声**

- 新たな事業にチャレンジできた
- 補助により売りやすくなった
- 会社のイメージアップに繋がる



**空き家対策**

- 子育て世帯の移住・定住促進
- 経済波及効果
- 増加する空き家の抑制



**業界の育成**

- 買取再販事業への参入促進
- 既存住宅流通市場の活性化
- 既存住宅の性能等の適正な評価



## STEP 1 事業者の登録

まずは事業者の登録申請をしてください

### 登録の要件

- ・宅地建物取引業免許を有する（個人事業主も可）
- ・新潟県内に本店、支店または営業所を有する
- ・安定的運営を図れる資力を有する
- ・法令等を遵守している など



## STEP 2 空き家の買取(仕入れ)

### 空き家の要件

- ・築10年以上の戸建て住宅
- ・事業者が販売目的で買い取ったもの
- ・災害発生の危険度が著しく高い区域に立地していない など



### プラス基準

スタンダード基準に右の必須項目を追加し、より子育てしやすい住宅としたもの

### 必須項目（プラス）

- ・床の段差解消
- ・対面キッチン
- ・収納の確保

### スタンダード基準 (従来基準)



にいがた安心こむすび住宅基準のイメージ

## STEP 3 改修計画作成と 交付申請

改修計画が決まったら交付申請をしてください

### 交付申請の要件

- ・新耐震基準を満たす（耐震改修で基準を満たしても可）
- ・住宅の延床面積等の合計が概ね100㎡以上である
- ・「にいがた安心こむすび住宅基準（こむすび住宅スタンダード基準又はこむすび住宅プラス基準）」に適合させるための改修を行う
- ・第三者によるインスペクションを行い、既存住宅売買瑕疵保険の検査基準を満たす など



## STEP 4 リノベーション工事の実施

交付決定がおりたら工事を実施します

### 工事の留意点

- ・令和8年度からは、従来の「リノベーション完成後販売」に加え、「リノベーションプラン付き販売（購入者と契約後、工事着手）」という方法も選択できる
- ・工事後、事業完了実績報告を提出する など

県で内容を確認した後、  
補助金が支払われます



## STEP 5 こむすび住宅の販売

子育て世帯等に販売してください

### 販売の要件

- ・売買契約は、補助金の交付決定後とする
- ・少なくとも2年間は子育て世帯又は若者夫婦世帯に販売対象を限定する（注：この間に子育て世帯等以外に販売した場合は補助金返還となる）
- ・工事に係る補助相当額を差し引いた額を販売価格とする
- ・事業の概要を販売広告に掲載するなど、購入者へ十分説明する など

売買契約報告書、入居完了報告書を提出して終了です 詳しくはホームページへ

プライスダウン  
最大400万円

